

【新指定文化財一覧表】 7件

	種 別	文化財の名称	所 在 地	所有者 (管理団体)
1	建造物	南専寺山門	大野市下唯野18-10	宗教法人南専寺
2	絵 画	紙本金地著色日月松楓図	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺
3	古文書	越知神社文書	福井市下馬51-1-1	宗教法人越知神社
4	古文書	劔神社文書	越前町織田113 - 1	宗教法人劔神社
5	工芸品	刺繍阿弥陀如来像	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺
6	工芸品	髪繡六字名号	鯖江市本町3-2-38	宗教法人誠照寺
7	名 勝	南専寺庭園	大野市下唯野18 - 10	宗教法人南専寺

1 <sup>なんせんじさんもん</sup>南専寺山門 1棟 (附 棟札2枚 安永九年四月・安永九年五月)

(1) 所在地 大野市下唯野18-10

(2) 所有者 宗教法人南専寺 (大野市下唯野18-10)

(3) 時代 寛文12年(1672)頃建築  
安永9年(1780)移築

(4) 構造 木造、四脚門形式、向唐門

(5) 由来・特徴 南専寺山門は、寛文12年頃に永平寺境内につくられた4代福井藩主光通の正室清池院かんぶん廟所の正門を、安永9年に南専寺に移築、山門として再建されたものである。正面2.72m、側面2.26mの小規模な四脚門形式の門である。屋根は向唐破風の銅板葺むかいから は ふ (当初は桧皮葺ひわだぶき)で、笏谷石の棟石などを置く。内部は板天井である。柱は檜けやきで、3段の貫ぬきで固められる。彫刻は、兎や龍、菊葉、鳳凰、波、紅葉などが彫られ、装飾に富んでいる。これら彫刻には彩色の痕跡も残る。

福井藩に関わる17世紀中頃の様式を留める貴重なれいびょう霊廟建築の遺構である。安永9年の移築にはくろうのげんざえもんくろうのげんざえもん玄之源左衛門が関与しており、永平寺大工の作品例としても貴重である。



しほんきんじちやくしよくじつげつしょうふうず  
2 紙本金地 著 色 日月松楓図 1 双

(1) 所在地 鯖江市本町3-2-38

(2) 所有者 宗教法人誠照寺じょうしょうじ (鯖江市本町3-2-38)

(3) 時代 桃山時代

(4) 由来・特徴 本屏風は総金地に松と楓を描いた六曲一双屏風である。右隻には松と楓を前後に配し、左隻では左右に配す。金地に松の緑と紅葉の赤という、色彩の対比を生かした、いかにも桃山時代らしい屏風である。また、右隻の松の枝先には日、左隻には月の金属板が貼り付けられていた痕跡が認められ、金雲は紗綾さや型の盛り上げを施すなど装飾的に仕上げられている。

岩や松の幹の表現法から狩野派の作と考えられるが、作者は不明である。縦155.7×横359.4cm。



右隻



左隻

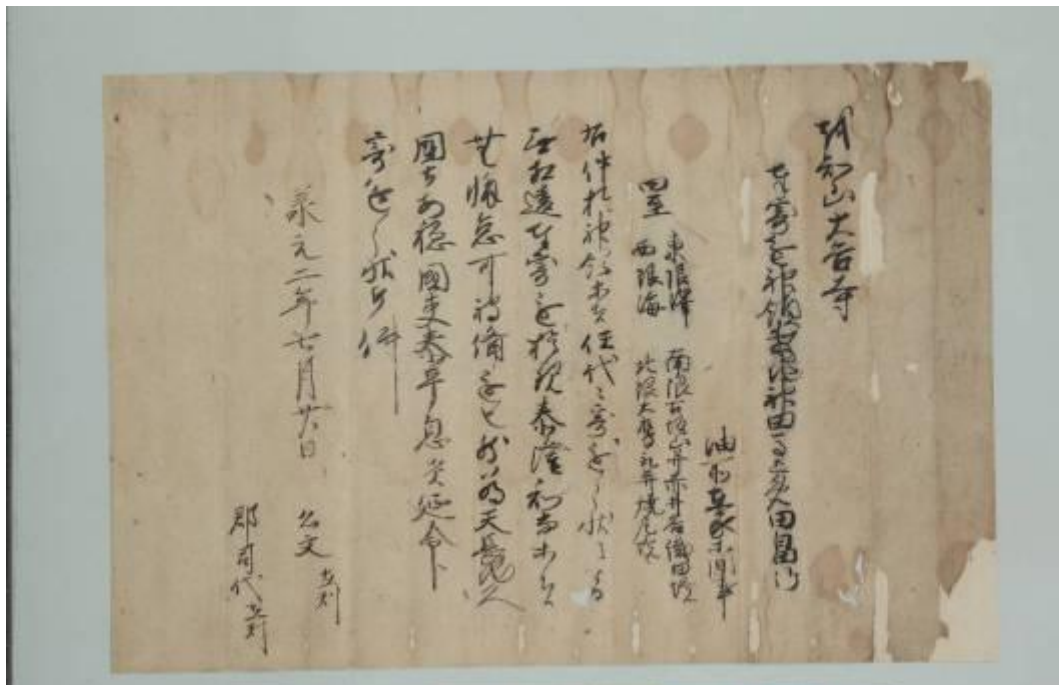
3 <sup>おちじんじやもんじよ</sup>越知神社文書 151点

- (1) 所在地 福井市下馬5-1-1 (県立図書館寄託)
- (2) 所有者 宗教法人越知神社 (越前町大谷寺4-2-4-乙)
- (3) 時代 鎌倉時代～明治時代

(4) 由来・特徴 越知神社文書は越知山麓に位置する大谷寺に伝来した文書群である。大谷寺は、白山信仰の中心地のひとつとして栄えたが、明治4年(1871)の神仏分離令によって廃止され、文書群は越知神社に受け継がれた。

文書の内容は、承元2年(1208)の「郡司代・公文連署寄進状案」を初出とし、中世文書が67点伝来しているが、そのうち鎌倉期のものが14通ある。

越知神社は戦国期には朝倉氏の庇護を受け、江戸期には福井藩より社領を与えられていたが、現存する文書から、寺の規模や組織、法度などに関することを知ることができる。越前における白山信仰のあり方や大谷寺と周辺地域との関係を示す文書もあるなど、貴重な文書群である。



郡司代・公文連署寄進状案

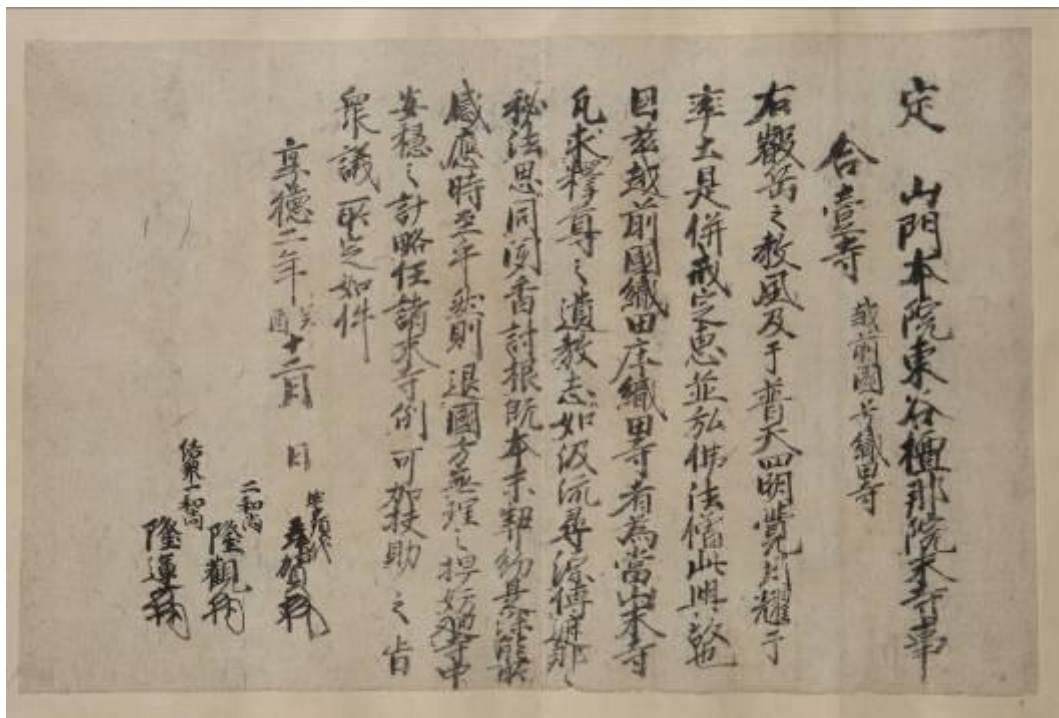
つるぎじんじやもんじよ  
**4 劔神社文書 210点**

- (1) 所在地 越前町織田113-1
- (2) 所有者 宗教法人劔神社（越前町織田113-1）
- (3) 時代 室町時代～明治時代

(4) 由来・特徴 劔神社は『延喜式』に敦賀郡劔神社と記される神社で、国宝に指定されている梵鐘には「劔御子寺鐘神護景雲四年九月十一日」とあって、創建は神護景雲4年（770）以前にさかのぼると考えられる。

文書群は劔神社に伝来したものであり、中世文書が写を含め107点伝わる。そのうち、室町・戦国期の60点はほとんどが朝倉氏関係であり、織田期の47点は信長あるいは信長麾下<sup>きか</sup>発給の文書類である。

当時の支配関係や土地制度などを知ることができる貴重な文書群である。



延暦寺東塔東谷檀那院衆議定書

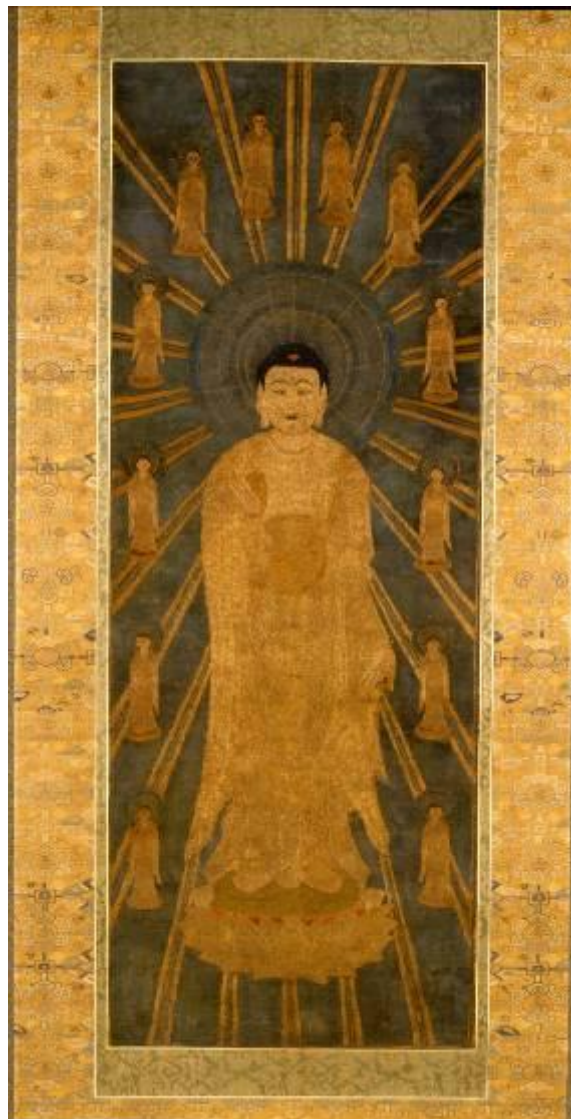
5 ししゅうあみだによらいぞう 刺繡阿弥陀如来像 1幅

- (1) 所在地 鯖江市本町3-2-38  
(2) 所有者 宗教法人誠照寺(鯖江市本町3-2-38)  
(3) 時代 室町時代

(4) 由来・特徴 誠照寺は、浄土真宗誠照寺派の本山であり、1208年に親鸞が波多野景之の屋敷で法を説いたのがその始まりとされる。

刺繡阿弥陀如来像は、黒ずんだ緑色の平絹を地とし、画面中央に、大きく蓮台上に正面を向いて立つ阿弥陀如来をあらわす。阿弥陀如来からは二十四条の光明が放たれ、左右と上部に十二光仏を配する。これらはすべて刺繡で表現されている。

光明に十二光仏を配する阿弥陀如来像は南北朝時代以降に流行するが、たいていは絵画作品が多く、本品のように刺繡の作例は珍しい。縦102.4×横39.3cm。



6 <sup>はっしゅうろくじみょうごう</sup> 髪繡六字名号

1 幅

- (1) 所在地 鯖江市本町3-2-38  
(2) 申請者 宗教法人誠照寺(鯖江市本町3-2-38)  
(3) 時代 南北朝時代  
(4) 由来・特徴

誠照寺は、浄土真宗誠照寺派の本山であり、1208年に親鸞が波多野景之の屋敷で法を説いたのがその始まりとされる。

髪繡六字名号は平絹地に黄色い糸の朱子繡<sup>しゅすしゅう</sup>で画面をうずめ、中央には蓮台<sup>てんがい</sup>に乗る「南無阿弥陀仏」の六字名号を、その上部に天蓋をあらわす。六字名号は人髪で、それ以外は絹糸による刺繡とする。

刺繡の六字名号の作例はいくつかあるが、誠照寺本は時代の下がる作品と考えられるものの、六字名号を人髪で縫うように、刺繡六字名号の典型的な様式である。縦78.5×18.2cm。



7 <sup>なんせんじていえん</sup>南専寺庭園 1件

- (1) 所在地 大野市下唯野18-10
- (2) 所有者 宗教法人南専寺(大野市下唯野18-10)
- (3) 時代 江戸時代中期
- (4) 面積 779㎡
- (5) 由来・特徴 南専寺は、富山県井波の瑞泉寺ゆかりの浄土真宗本願寺派の寺院である。  
庭園は本堂と庫裏の南側に位置し、回遊式林泉庭園を呈する。正面築山上に三尊石組が組まれ、対岸の汀には礼拝石が据えられている。園地には鶴島・亀島と目される2島がみられ、鶴島には、自然石の石橋が架けられている。向かって左手、導水路の途中に滝石組に類するものが組まれ、滝副石に相当する石もみられる。なお、庭園は池の汀をまわり、飛石段から三尊石組の前を通り、左方の石橋を渡って回遊できるようになっている。庭園の遺存状況は良好で、作庭当初の姿を良く残している。

